

法務省矯成第3326号

平成18年5月23日

改正 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について（依命通達）
標記について、下記のとおり定め、受刑者の余暇活動の援助等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3325号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和31年5月9日付け法務省矯正甲第467号当職通牒「通信教育実施基準の一部改正にともなう運用について」は、廃止します。

記

- 1 自己契約作業の相手方の選定について（訓令第3条関係）
自己契約作業の選定に当たっては、原則として既存の契約企業等から選定し、事務が煩雑となることを避けること。
- 2 自己契約作業の許可の基準について（訓令第4条関係）
自己契約作業は、法第92条以下に定める矯正処遇としての作業について、十分な作業量が確保され、かつ、円滑に行われている状況にあり、さらに、自己契約作業へも継続して、契約企業等から作業の提供が見込まれるような場合に実施されるべきものであること。
- 3 自己契約作業の報酬について（訓令第5条関係）
自己契約作業の結果、被収容者が得る報酬は、契約企業等から被収容者に差入れさせて領置金に組み入れること。
- 4 余暇活動の企画について（訓令第6条第1項関係）
 - (1) 余暇活動の企画については、各刑事施設の実情に応じ、篤志面接委員の協力を得るなどして、適切なクラブ活動、レクリエーション等の実施に配慮すること。
 - (2) 余暇活動の企画に際し、相当と認めるときは、被収容者に対し、集団で行う余暇活動の企画に参加し、又は被収容者自らこれを企画することを許すよう配

慮すること。

5 費用の全部又は一部を国庫の負担とする教育的活動の実施の基準について（訓令第6条第3項関係）

- (1) 規則第13条第2項の規定により費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる教育的活動は、次に掲げるものとする。
 - ア 学校教育法に規定する中学校、高等学校、大学等の通信課程
 - イ 社会教育法第51条の規定に基づき文部科学大臣が認定した通信教育
 - ウ その他刑事施設の長が特に必要と認めるもの
- (2) 前項に規定する教育的活動を受講等する受刑者（以下「受講者」という。）の選定に当たっては、受刑者の学力、改善更生の意欲の程度、各種指導の受講状況、執行すべき刑期等の事情に照らし、当該教育的活動の目標を達成する見込みがあるかどうかを審査しなければならないこと。
- (3) 教育的活動において使用する教科書その他の教材は、原則として、教育的活動の期間中、受講者に貸与すること。ただし、相当と認めるときは、受講者からの申出により、これを受講者に譲与することができること。
- (4) 刑事施設の長は、受講者を他の刑事施設へ移送し、又はその移送を受けた場合には、当該教育的活動を継続して行うことができるよう配慮すること。